

税市・県民税

申告期間 2月16日～3月15日(土・日曜日を除く、執務時間内)
 受付場所 市役所南館1階 12番窓口 課税課市民税担当

問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016

申告の必要なかた

- 平成18年1月1日現在芦屋市に住所があり、次に該当するかた
 税務署に所得税の確定申告をする必要のないかた
 給与所得者であっても、次のようなかたは申告してください。
 ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されないかた
 ・給与所得以外に所得があるかた、雑損控除・医療費控除を受けようとするかたで、
 税務署に確定申告をする必要のないかた
 収入が年金のみで、支払った国民健康保険料や生命保険料などのあるかたで、税務署
 に確定申告をする必要のないかた
- 市外に住所のあるかたで、芦屋市内に事業所または家屋敷のあるかた
- 所得のないかたで市・県民税の各種証明の必要なかた
 平成17年中に所得のないかたや扶養家族になっているかたは申告の必要はありません
 が、市・県民税の各種証明が必要なかたは所得のない旨の申告をしてください。

税務署に所得税の確定申告書を提出したかたは、市・県民税の申告は必要ありません。

準備するもの

公的年金等の源泉徴収票 / 給与所得の源泉徴収票または雇用主の支払証明書 / 収支内訳書(事業所得者等) / 平成17年中に支払った生命保険料、損害保険料の証明書、国民年金保険料の控除証明書 / 医療費の領収書、損害を受けた資産の明細書など / 印鑑
 平成18年度から実施される主な改正点

公的年金等の所得控除の変更...公的年金等控除の65歳以上のかたに対する上乗せ措置が廃止され、最低保障額が140万円から120万円に / 65歳以上のかたに対する非課税の廃止...
 年齢65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下のかたについての非課税措置を廃止。
 昭和15年1月2日以前生まれのかたは3年間の経過措置あり / 老年者控除の廃止...年齢
 65歳以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下のかたに対する老年者控除(48万円)廃止
 / 定率減税の縮減...定率減税が半分に縮減、減税率が15%(限度額4万円)から7.5%(限度
 額2万円)に / 65歳以上のかたに対する減免の廃止...65歳以上で、前年の合計所得金額が
 125万円を超え158万円以下のかたについての減免措置を廃止 昭和15年1月2日以前生ま
 れのかたは3年間の経過措置あり / 県民緑税の導入...緑の保全および再生を主旨として、
 県民緑税が新設。均等割が課税されるかたに対して、県民税均等割が800円加算

所得税の確定申告書を提出されるかたへ

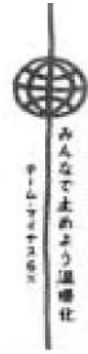
個人の市・県民税(個人の住民税)の税額は、所得税の確定申告書に記載された所得の金額、
 その他の事項を基に計算をし、納税者のかたに通知することになっています。次の事項に
 ついては所得税と住民税で取り扱いが違いますので、ご注意ください。

- 配当に関する住民税の取扱いについて
 所得税で確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当等も他の所得と総合
 して課税されますので、『住民税に関する事項』欄(申告書第二表)に、次の算式で計算
 した金額を記入してください。

確定申告書第一表の 配当所得金額 A	+	確定申告をしないことを選択した 非上場株式の少額配当等 B	=	配当に関する住民税の特例 = A + B
-----------------------	---	----------------------------------	---	----------------------

複数銘柄の株式の配当金があるかたは、必ず「所得の内訳書」にその明細を記入し、
 確定申告書に添付してください。

- 給与所得以外の住民税の徴収方法の選択について
 給与所得者のかたで、主たる給与以外の所得に係る納付は、次の2とおりの方法があ
 りますので、希望する方法の にチェックを入れてください。
 特別徴収...毎月支払われる給与から徴収し、納付する方法(給与から差し引き)
 普通徴収...個人で、年1回または4回で納付する方法(自分で納付)
- 別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所について
 申告書第二表の当てはまる欄に書いてください。
- 配当割額控除額
 前年中に県民税配当割(3%の税率)が特別徴収された、特定配当等の額
 所得税で確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合、住民税も特別徴収になります。
 所得税で確定申告をして配当控除や源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合、住民税も
 配当控除や特別徴収税額の控除や還付を受けることになります。県民税配当割額を
 申告書第二表「配当割額控除額」欄に書いてください。*住民税の控除(扶養控除等)、
 国民健康保険料、介護保険料など判定の基礎となる合計所得金額に、特定配当等に係
 る配当所得は含まれます。
- 株式等譲渡所得割額控除額
 前年中に県民税株式等譲渡所得割(3%の税率)が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額
 所得税で確定申告をしないで源泉徴収ですませた場合住民税も特別徴収になります。
 所得税で確定申告をして源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合、住民税についても
 特別徴収税額の控除や還付を受けることになります。県民税株式等譲渡所得割額を申
 告書第二表の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に書いてください。この場合は、住民
 税の控除(扶養控除等) 国民健康保険料、介護保険料などの判定の基礎となる合計所
 得金額に、特定株式等譲渡所得金額に係る譲渡所得は含まれます。



みんなでまよよう温暖化
 防止国民運動

深刻な問題となっている「地球温暖化」。問題解決のために世界が協力して作った「京都議定書」が、平成十七年二月十六日に発効しました。世界に約束した日本の目標は、温室効果ガス排出量六%の削減です。目標を実現するため、国・地方公共団体・事業者・国民の一人ひとりが協力して地球温暖化対策に取り組んでいかなければなりません。そこで、「統一ロゴマーク」を定め、「チームマイナス6%」国民運動への参加を呼びかけ

地球温暖化防止国民運動

「チームマイナス6%」に芦屋市も参加しています

問い合わせ 生活環境部総務課 ☎2051

6つの具体的な温暖化防止の呼び掛け

- ・冷房は28度、暖房は20度に設定しよう(温度調節で減らそう)
- ・蛇口はこまめに閉めよう(水道の使い方減らそう)
- ・アイドリングをなくそう(自動車の使い方減らそう)
- ・エコ製品を選んで買おう(商品の選び方で減らそう)
- ・過剰包装を断ろう(買い物とゴミで減らそう)
- ・コンセントをこまめに抜こう(電気の使い方減らそう)

「チームマイナス6%」運営事務局(環境省地球環境局)
 ☎03-3573-4026 / ホームページhttp://www.team-6.jp

国民健康保険「人間ドック検査料」助成 上半期分の申し込みを受け付けます

国民健康保険では、疾病の予防・早期発見・早期治療のため「人間ドック1日コース検査料」を助成します。

- 対象者 次のいずれにも該当するかた
 2月1日現在、1年以上継続して国民健康保険に加入されているかた
 昭和46年4月2日以前生まれのかた
 申請時に、平成17年度第7期以前の保険料に未納がないかた

検査機関 芦屋病院の「人間ドック1日コース」
 検査項目 身体測定、一般診察、尿一般、便ヘモグロビン、胸部X線、心電図、血清検査、血液一般、血液化学(肝機能、腎機能、膵機能、糖質、脂質検査)、腫瘍マーカー、胃カメラまたは食道・胃・十二指腸造影(バリウム)、腹部超音波検査、直腸触診、眼科検査 / (女性のみ)子宮癌検診、乳腺触診、乳房撮影検査 胸部CTは、オプション(追加料金3,000円)

助成内容 検査料金 男性 40,000円(本人負担額18,000円)
 女性 42,000円(本人負担額20,000円)
 助成金額 22,000円

対象 300人
 応募多数の場合、2月16日(木)午後1時から市役所北館2階会議室4で公開抽選します。

検査日 4月1日～9月30日(土・日・祝日除く)
 2月下旬頃、芦屋病院から受診希望日の調整・検査項目等の詳しいお知らせを郵送します。 下半期分は、8月1日号に掲載予定です。

申し込み はがき(1人1枚)に、被保険者証番号・氏名(フリガナ)・住所・生年月日・性別・電話番号を記入し、2月10日(金)<必着>までに下記へ。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当 ☎38-2035
 (〒659-8501 精道町7-6)

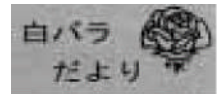
不動産公売のお知らせ

市税の滞納により差し押さえた不動産を、インターネットによる入札の方法で公売(再公売)します。入札はどなたでも参加できます。
 所在地 美方郡香美町香住区の宅地
 公売区画 1区画
 面積 36.36平方メートル
 入札参加 2月10日(金)午前10時から3月2日(木)午後5時まで
 入札期間 3月8日(水)午前10時から3月15日(水)午前10時
 納付等により中止になる場合があります。
 詳細は公売広報、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 収税課 ☎38-2014

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎2100

「親の背中を見て子は育つ」ということばがあります。親が恥ずかしくない生き方をしたい、実践していたつもりでした。子どもは何かを学んでくれると思いが、実践していたつもりでした。昨年七月の知事選挙の投票日のことです。これまでの選挙は、急用や病気でない限り、子どもを連れて投票に行っていました。子どもにも選挙の大切さを教えたかったからです。ところが、昨年その当日、私は所用のため外出していて、夜八時十分前に帰宅しました。すぐ投票に行かなければ間に合いません。そんな時に限って、入場券のはがきが見つからないのです。刻一刻と時間はすぎ、もうあきらめかけたとき、子どもがいました。「お母さん、あきらめちゃだめ」そのことばに再度はがきを探し、そして、はがきを見つけた後、投票所まで全速力で走り、無事投票することができました。「負つた子に教えられ」の一件でした。



「親の背中を見て子は育つ」ということばがあります。親が恥ずかしくない生き方をしたい、実践していたつもりでした。子どもは何かを学んでくれると思いが、実践していたつもりでした。昨年七月の知事選挙の投票日のことです。これまでの選挙は、急用や病気でない限り、子どもを連れて投票に行っていました。子どもにも選挙の大切さを教えたかったからです。ところが、昨年その当日、私は所用のため外出して...